資料編目次

1	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
2	高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
3	平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書(抜粋)・・	54
4	DV被害者支援に係る県及び国の動き等推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・	68
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する	
	基本的な方針(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
7	ストーカー行為等の規制等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
8	高知県男女共同参画社会づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
9	DVについての主な相談先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92

1 計画策定の経過

(1)第3次「高知県DV被害者支援計画」策定委員会開催状況

	開催日	協議内容等
		1 委員長及び副委員長の選出
第1回	平成28年7月15日(金)	2 協議
お 1 凹	十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	(1)高知県のDVの状況及びこれまでの取組について
		(2)第3次高知県DV被害者支援計画体系案について
		協議
第2回	平成 28 年 9 月 27 日(火)	(1) 第3次高知県DV被害者支援計画体系案について (取組項目、具体的な取組内容)
笠2回	双盘 99 年 19 日 ₹ □(日)	協議
第3回 平成28年12月5日(月)		(1)「第3次高知県DV被害者支援計画」素案について
第4回	亚ct 00 左 0 日 15 日(合)	協議
54世	平成 28 年 2 月 17 日(金)	(1)「第3次高知県DV被害者支援計画」案について

※ 高知県DV被害者支援計画策定委員名簿

区分所属名		職名	氏	名
被害者支援	高知あいあいネット	代 表	青木	美紀
団 体 等	母子生活支援施設ちぐさ	施設長	吉田	充
	公益財団法人こうち男女共同参画社 会づくり財団	理事長	◎ 筒井	早智子
学識経験者等	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科	教 授	長澤	紀美子
	高知県弁護士会(桜法律事務所)	弁護士	宮上	佳恵
	高知県医師会(高知厚生病院)	常任理事(副院長)	計田	香子
	高知市福祉事務所	所 長	〇田中	弘訓
行 政 機 関	とさし男女共同参画センター	次 長	田原	央子
	高知県警察本部 (少年女性安全対策課)	課長補佐(人身安全 対処捜査担当)	ЛΙШ	明弘
県民代表 (こうち男女共同参画会議 元委員)			福島	幸子

◎委員長、○副委員長

(2) 県民パブリックコメント

期 間 : 平成28年12月20日(火) ~ 平成29年1月19日(木)

2 高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策の実施に関する高知県DV被害者支援計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、 その内容を検討するため、高知県DV被害者支援計画策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1)計画の内容に関する事項
 - (2) その他計画に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名程度で組織する。
- 2 委員の仟期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

3 平成 26 年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書(抜粋)

【調査の概要】

目 的	「こうち男女共同参画プラン」を平成 27 年度中に改定するにあたり、 県民の皆様から各分野における男女の地位の平等意識や、日常生活における性別役割分担・DVに関する意識、男女が共に働きやすい環境づくりに向けたご意見などを聞き、男女共同参画社会を推進していくうえでの基礎資料を得ることを目的に調査を実施した。
対象	県内全域から満20歳以上の男女2,000人を抽出 (総人口比から各市町村のサンプル数を割り当て、各市町村の選挙人名簿から無作為抽出))
方 法	郵送法
期間	平成27年1月13日(火)~1月27日(火)までの14日間
有効回収率	50.8% (配布数:2,000票/有効回収数:1,015票)

【対象者の特性】

	男性	478人 (47.1%)
性別	女 性	529人 (52.1%)
	無回答	8人 (0.8%)
	20 歳代	113人 (11.1%)
	30 歳代	142人 (14.0%)
	40 歳代	210人 (20.7%)
年 代 別	50 歳代	214人 (21.1%)
	60 歳代	239人 (23.5%)
	70 歳以上	88人 (8.7%)
	無回答	9人 (0.9%)
	配偶者あり	693人 (68.3%)
配偶者の有無	配偶者なし	317人 (31.2%)
	無回答	5人 (0.5%)
	共働きあり	406人 (58.6%)
夫婦共働きの有無	共働きなし	279人 (40.3%)
	無回答	8人 (1.2%)

4 DV被害者支援に係る県及び国の動き等推移

年度	高知県の動き等	国の動き等
平成 12 年度		○ D V 防止に係る法律制定に向けた検討開始 ・参議院の共生調査会下に「女性に対する暴力に 関するプロジェクトチーム」を設置(4月) ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、 「ストーカー規制法」とする。)が成立 (5月公布、11月24日施行)
平成 13 年度		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」)が成立 (4月公布、10月13日一部施行)
平成 14 年度	○女性相談所(現・女性相談支援センター) を配偶者暴力相談支援センターに位置づけ	○DV防止法完全施行(4月1日)・婦人相談所等の適切な施設への配偶者暴力相談 支援センター設置を都道府県に義務化
平成 16 年度		 ○ D V 防止法 第 1 次改正 (6月公布、12月2日施行) ・ D V の定義拡大(身体的暴力に加え、精神的暴力が追加) ・ 元配偶者も保護命令の対象に拡大 ・ 加害者が被害者とともに生活の本拠としている住居の周辺の徘徊の禁止を退去命令の対象に追加 ・ 子に対する接近の禁止命令 ・ 退去命令の再度の申立ての追加及び期間の拡大(2週間から2ヶ月へ) ・ 国及び地方公共団体の責務として、被害者の自立支援を明文化 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の策定(12月2日)
平成 18 年度	○婦人保護施設を廃止(3月31日) ○女性相談所の附属施設として自立支援施設「ステップ高知」を設置(4月1日) ○高知県DV被害者支援計画策定 (計画期間:平成19年4月~23年3月)	

年度	高知県の動き	国の動き等
平成 19 年度	○民間シェルターへの運営費補助を開始	 ○ D V 防止法 第2次改正 (7月公布、翌年1月3日施行) (保護命令制度の拡充) ・生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の対象に追加 ・保護命令が禁止する行為に、電話、メール等を追加 ・加害者に対し、保護命令の効力が生じた日から6ヶ月間つきまとい行為をしてはならない命令をする制度を追加 ・被害者の親族等の身辺のつきまとい、親族等が通常所在する場所の付近の徘徊禁止の命令をする制度を追加 (市町村基本計画の努力義務化) ・市町村における基本計画の策定を努力義務とした (配偶者暴力相談支援センターに関する改正) ・被害者の緊急時における安全の確保をセンター業務として明記
平成 20 年度	○「女性相談所」から「女性相談支援セン ター」に改称。新築移転。(4月1日)	
 ○生活支援サポーター(非常勤)1名を 平成 相談支援センターに配置 23年度 ○第2次高知県DV被害者支援計画策 (計画期間:平成24年4月~28年3月 		
平成 26 年度		 ○DV防止法 第3次改正 (7月公布、翌年1月3日施行) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律」と改称 ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も準用 ・同居をやめた後に暴力が続く場合も対象に追加

年度	高知県の動き等	国の動き等
平成 25 年度		 ○ストーカー規制法 第1次改正 (7月公布、7月23日一部施行、10月3日完全施行) ・婦人相談所をストーカー被害者の支援を行う関係機関として明記。 ・国及び地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めるとともに、ストーカー行為等の防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないと明記。 ・拒まれたにも関わらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加 ・加害者の住所・居住地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長も、禁止命令、警告又は仮の命令等が可能に。
平成 28 年度	○第3次高知県DV被害者支援計画策定 (計画期間:平成29年4月~34年3月)	 Oストーカー規制法 第2次改正 (12月公布、1月3日一部施行) ・SNSを使ったストーカー行為(LINE、Facebook、Twitter等への執拗なメッセージの送信、ブログへの中傷の書き込み等)を規制の対象に追加。 ・罰則の上限を「懲役6月または罰金50万円」から「懲役1年または罰金100万円」に引き上げ、強化。 ・緊急の場合は事前警告なしに都道府県の公安委員会が禁止命令を出せるよう強化。 ・被害者の告訴なしに起訴できる「非親告罪」に変更。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則(第一条·第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の 実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止 し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶 しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関 の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的 な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行 うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他 の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そ の他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法 (昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関 その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に 連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申 出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者

からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対 する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受け た者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫 を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ った者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該 配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対 し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去 すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配 偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを 命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定

による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令 (以下 「保護命令」 という。) の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要 があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると 認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これ を発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論 を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居 所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが三以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同 条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の 停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなけれ ばならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に ついて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定 による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立 てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により 当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の 部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第 一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げ る事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる 事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。 (事件の記録の閲覧等)
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質 に反しない限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する 理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に 掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるも の
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する 関係にある相手からの暴力を受け た者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又 は同条に規定する関係にある相手 であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号ま で及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係に ある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を 解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力 に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立て

に係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。 (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

> 平成 25年 12月 26日 内閣府、国家公安委員会、 法務省、厚生労働省告示第1号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1)基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の 内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用 することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応 や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センター は、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極 的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を 図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1)配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3)人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2)子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3)婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた 支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育 等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うととも に、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方 公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2)被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために 必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を 利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、

住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を 効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4)広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した 上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に 対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める 教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の 安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指 導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方 法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研 究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

7 ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)

最終改正:平成二五年七月三日法律第七三号

(目的)

(定義)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する 危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

- 第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。
 - 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシ ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

- 第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。
- 第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。
- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告 又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした 者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。) に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安 委員会規則で定める。

(禁止命令等)

- 第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。
 - 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
 - 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区 分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等をすることができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該 禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、 その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

- 第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為(第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。)があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。
- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)をした場合には、他の 警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行 為について警告又は仮の命令をすることができない。
- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
- 6 行政手続法第三章第二節 (第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えば、政令で定める。
- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の 結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第 二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をすることができる。
- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を 失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第 三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかか わらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けた

- い旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に 係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行う ものとする。
- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊 密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、 国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

- 第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー 行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止 に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方から の求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努 めるものとする。
- 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、 当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

- 第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。
- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、 警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警 察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

- 第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。
- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る 第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反す る行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は 当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知った ときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事 項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、 当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場 合は、この限りでない。
 - 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
 - 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができないものとする。

5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公 安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本 部長に行わせることができる。

(罰則)

- 第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 第十四条 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー 行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をすることにより、ストーカー 行為をした者も、同項と同様とする。
- 第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 (適用上の注意)
- 第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の 目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

- 2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行 為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の 定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例 による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正 規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。) 第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

- 第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行 為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の 定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例 による。

(政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満た されなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるよう

な方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移 していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加 えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

8 高知県男女共同参画社会づくり条例

(平成 15年 12月 26日条例第 60号)

目次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的な取組(第7条-第17条)

第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)

第4章 苦情等の申出の処理(第21条)

第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対する あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県におい ても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した 輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを 着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となる ことを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を 改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
 - (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活に おける活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野におけ る活動を行うことができるようにすること。
 - (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
 - (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を 推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、 男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。 (事業者の青務)
- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を 確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活 動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同 参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。
- 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、 第 22 条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

- 第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。
- 2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。 (農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)
- 第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正 に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参 画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

- 第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。
- 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

- 第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが 両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。
- 2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保 持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。 (調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体と の連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づく りの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

- 第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境 を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいま す。)を行ってはなりません。
- 3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて

助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

- 2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。
 - (1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
 - (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を 助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

- 第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が 侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。
- 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます
- 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、 当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を 行います。
- 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います
- 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

- 第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。
 - (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
 - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。
- 第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

- 第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。
 - (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 (会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。 (部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雜則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第7条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

9 DVについての主な相談機関

(1)配偶者暴力相談支援センター(高知県女性相談支援センター)

区分	相談	時間	休み	電話番号
電話相談	月~金曜日	9時~22時	年末・年始 (12月29日	
	土・日・祝日	9時~20時	~1月3日)	相談電話: (おなやみ) 088-833-0783
来所相談(予約制)	月~金曜日	9時~ 17時15分		FAX: 088-833-0782
法律相談(予約制)	第2水曜日	14時~16時	土・日・祝日	
その他	その他 ※ご希望があれば市町村へ出向いての相談もお受けしますので、事前にご村ください。			すので、事前にご相談
所 在 地	高知市百石町2丁目34-8			

(2)こうち男女共同参画センター「ソーレ」

区分		相 談 時	間等	電話番号	
	— 般	相 談	毎日(休館日を除く)	9時 ~ 17時 (面談・電話)	相談電話 088-873-9555
女性対象	法律相談※弁護士	(予約制)	第2・第4木曜日	14時 ~ 16時	
象	こころの相 ※心理カウン	談 (予 約 制) セラーが対応	第1木曜日	(面談)	予約電話 088-873-9100
男性のための悩み相談(予約制) ※男性の心理カウンセラーが対応		第1·第3火曜日 第4水曜日	18時 ~ 20時 (面談・電話)		
ſ	休館日毎月第2水曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)			月3日)	
所 在 地 高知市旭町3丁目115番地					

(3)警察

機関名	電話番号	所 在 地
警察本部 (総合相談窓口)	(代) 088-823-9110 #9110でも可	高知市丸ノ内2丁目4-30
高知警察署	(代) 088-822-0110	高知市北本町1-9-20
高知南警察署	(代) 088-834-0110	高知市桟橋通4-15-11
高知東警察署	(代) 088-866-0110	高知市乙807番地1
室戸警察署	(代) 0887-22-0110	室戸市室戸岬町5523-1
安芸警察署	(代) 0887-34-0110	安芸市矢ノ丸2-9-2
南国警察署	(代) 088-863-0110	南国市大埇甲1598-1
土佐警察署	(代) 088-852-0110	土佐市高岡町甲1842-1
佐川警察署	(代) 0889-22-0110	高岡郡佐川町丙3555
須 崎 警 察 署	(代) 0889-42-0110	須崎市山手町1-8
窪川警察署	(代) 0880-22-0110	高岡郡四万十町榊山町4-19
中村警察署	(代) 0880-34-0110	四万十市右山2034番地17
宿 毛 警 察 署	(代) 0880-63-0110	宿毛市幸町7番54号

- ・夜間・休日は、当直員が対応します。
- ・各警察署の窓口は、生活安全担当課です。

※身に危険がある等の緊急を要する場合は、最寄りの警察署に110番通報してください。

(4)法務局

相 談 窓 口	電話番号	内容		
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	差別や虐待, パワーハラスメントなど, 様々な人 権問題についての相談を受け付ける相談電話。		
女性の人権ホットライン (全国共通ナビダイヤル)	0570-070-810	DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等、女性の人権問題に関する専用相談電話。		
こどもの人権110番 (全国共通フリーダイヤル)	O12O-O07-11O (フリーダイヤル)	いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関す る専用相談電話。		
インターネット人権相談受付窓口	人権に関する様々な相談に対応。法務局ホームページの相談フォームに入力すれば、後日、最寄りの法務局から連絡があります。 28年度現在、中国語と英語にも対応しています。			

- ・いずれも電話は最寄りの法務局又は地方法務局につながります。
- ・相談時間は、8時30分~17時15分までです。
- ・PHS、一部の IP 電話等からは、利用できない場合があります。

(5) 市町村DV担当窓口

市町村名	担当所属名	電話	住所	
高知市	人権同和・ 男女共同参画課	088-823-9913	高知市本町5丁目1-45	
室戸市	人権啓発課	0887-22-5115	室戸市浮津25番地1	
安芸市	福祉事務所	0887-35-1009	安芸市矢ノ丸1丁目4-40	
南国市	総務課	088-880-6551	南国市大埇甲2301	
土佐市	男女共同参画センター	088-852-4039	土佐市高岡町甲2192-1	
須崎市	人権交流センター	0889-42-1420	須崎市栄町8-32	
宿毛市	人権推進課	0880-62-0225	宿毛市桜町2番1号	
土佐清水市	じんけん課	0880-82-1124	土佐清水市天神町11番2号	
四万十市	人権啓発課	0880-35-1035	四万十市中村大橋通4丁目10番地	
香南市	人権課	0887-57-8507	香南市野市町西野2706	
香美市	福祉事務所	0887-53-3117	香美市土佐山田町宝町1-2-1	

	T			
市町村名	担当所属名	電話	住所	
東洋町	住民課	0887-28-1811	安芸郡東洋町野根丙1963-2	
奈半利町	住民福祉課	0887-38-4204	安芸郡奈半利町乙1032-1	
田野町	保健福祉課	0887-38-2812	安芸郡田野町1828-5	
安田町	町民生活課	0887-38-6712	安田町大字安田1850番地	
北川村	住民課	0887-32-1214	安芸郡北川村野友甲1530番地	
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	安芸郡馬路村大字馬路443	
芸西村	企画振興課	0887-33-2114	芸西村和食甲1262番地	
本山町	住民生活課	0887-76-2113	長岡郡本山町本山504番地	
大豊町	住民課	0887-72-0450	長岡郡大豊町高須231番地	
土佐町	教育委員会	0887-82-0483	土佐町土居206	
大川村	総務課	0887-84-2211	土佐郡大川村小松27-1	
いの町	総務課	088-893-1113	吾川郡いの町1700-1	
仁淀川町	保健福祉課	0889-35-0888	吾川郡仁淀川町大崎393-2	
中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	高岡郡中土佐町久礼6584番地1	
佐川町	健康福祉課	0889-22-7137	高岡郡佐川町甲1650-2	
越知町	住民課	0889-26-3211	高岡郡越知町越知甲2457番地	
梼原町	保健福祉支援センター	0889-65-1170	高岡郡梼原町川西路2320番地1	
日高村	健康福祉課	0889-24-5197	高岡郡日高村本郷61-1	
津野町	町民課	0889-55-2314	高岡郡津野町永野471番地1	
四万十町	町民環境課	0880-22-3117	高岡郡四万十町琴平町16番17号	
大月町	町民福祉課	0880-73-1113	幡多郡大月町弘見2230	
三原村	住民課	0880-46-2111	幡多郡三原村来栖野346	
黒潮町	住民課	0880-43-2800	幡多郡黒潮町入野2019-1	

[※]担当所属名は平成28年度現在のものです。

相談される際には、お住まいの市町村役場でご確認下さい。

第3次「高知県DV被害者支援計画」

平成29年3月

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話:088-823-9651/FAX:088-823-9879

メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/